

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の現状整理について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして日本医師会より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルスに係るPCR等検査については、厚生労働省から多くの文書が発出されていることから、日本医師会は別添のとおり現状を整理したとのことです。

検査の実施体制について、PCR等検査を保険請求するためには原則行政検査として実施しなければならず、東京都においては都との直接契約もしくは地区医師会(診療所や一般病院)や本会(指定二次救急医療機関)と集合契約を締結する必要があります。

また、検査方法は下記のとおりとなります。東京都においては、集合契約は唾液によるPCR検査に限定されますので、現時点では鼻咽頭拭い液によるPCR検査や抗原検査を実施する場合、都との直接契約を締結する必要があります。

さらに、行政検査の委託契約の簡素化について、PCR等検査の実施をもって委託契約を希望する表明とみなされるとともに、新たな検査方法が追加されても再契約は不要であることが示されています。東京都では、令和2年9月17日付東都医保発第1824号(地区第1069号)にてお知らせしたように、9月23日(水)より医療機関が申請書類を提出した時点で唾液を用いたPCR検査の実施・算定が可能になるとされています。集合契約の取りまとめ機関(地区医師会)におかれましては、申請書類の日付に記入漏れがないかよくご確認ください。

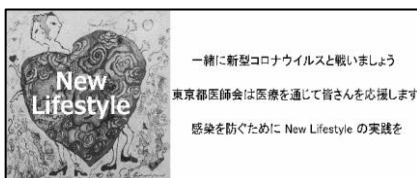
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

検査方法

対象者		PCR検査 (LAMP法含む)		抗原検査 (定量)		抗原検査 (簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症 状者	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	×
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△	×
無症状者		○	○	○	○	×	×

△:陰性の場合は鼻咽頭PCR検査が必要



(公社)東京都医師会 医療保険課 副島、近藤
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

日医発第744号（健Ⅱ279F）

令和2年9月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

中 川 俊 男

新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の現状整理について

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について」は、令和2年9月10日付（日医発第679号（健Ⅱ269F））にて貴会宛お送りいたしました。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査については、これまで多くの情報が厚生労働省より発信されていることから、今般、日本医師会において別紙のとおり現状を整理しましたのでご連絡申し上げます。

また、行政検査の委託契約の簡素化がなされる一方で、医療機関が表明した場合でも事後の契約事務が生じるなどの手続きの煩雑さや、地域によっては、契約を希望する医療機関の連絡先の周知が徹底されていないなど、さらなる改善の必要がありますので厚生労働省と協議を進めてまいります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会ならびに関係医療機関等に対する周知方、また、必要な検査が速やかに、かつ確実に実施できる体制づくりの自治体関係者に対する働きかけにつきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の現状整理

日本医師会

1. 現在のPCR等検査の実施体制

- ①感染症指定医療機関と感染症法に基づいて患者が入院している医療機関による行政検査
- ②都道府県等と委託契約（個別契約または集合契約）を結んだ医療機関による行政検査*
- ③一部負担金を患者に求める保険診療のみによる検査*
- ④自由診療による検査

*医師の判断により診療の一環として行われ、保険適用される検査については、感染症のまん延防止に加えて、患者の治療へ繋げるということが感染症法に基づく行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているもの取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めない。（厚生労働省）

2. 検査方法

対象者		PCR検査（LAMP法含む）		抗原検査（定量）		抗原検査（簡易キット）	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	×
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△	×
無症状者		○	○	○	○	×	×

△：陰性の場合は鼻咽頭PCR検査が必要

3. 行政検査の委託契約の簡素化の主な内容

1の②委託契約による行政検査は、日本医師会と厚生労働省との協議の結果、委託契約の要件は大きく緩和され、大幅な簡素化がなされています。

- ①契約を希望する医療機関は、適切な感染対策が講じられていることを連絡（表明）した場合は、行政検査を行うことができます。連絡（表明）は、文書・口頭・電話等、その方法はいつでも構いません。（8月3日、9月9日厚労省事務連絡）
- ②契約締結前に医療機関がPCR等検査を実施した場合、そのことをもって連絡（表明）したものとみなされます。（9月9日厚労省事務連絡）
- ③適切な感染対策が講じられていることを連絡（表明）する相手先は、個別契約の場合は都道府県等、集合契約はとりまとめ機関（地域の医師会）です。なお、連絡（表明）した場合でも契約事務は生じますが、締結は後日でも構いません。
- ④検査の方法や検体の違いは問いません。また、新たな検査方法が追加されても再契約は不要です。（7月17日、8月3日厚労省事務連絡）
- ⑤行政検査の委託契約の効果は、各検査方法の保険適用時（3月6日PCR検査、5月13日抗原定性検査、6月25日抗原定量検査）まで遡及できます。（7月17日厚労省事務連絡）